

堺エコライフポイント事業への 参加店舗や協賛企業等を公募します

－環境省 食とくらしのグリーンライフ・ポイント推進事業－

堺市では、令和4年4月に選定された脱炭素先行地域「堺エネルギー地産地消プロジェクト」の取組の1つとして、環境省『食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業』を活用し、本年11月頃から「堺エコライフポイント事業」を実施する予定です。

この度、本事業への参加店舗等（市民等が環境行動を実践し、ポイントを取得する場となる店舗等）及び協賛企業等（ポイント抽選で当たるプレゼント品、又は環境活動応援メニュー※提供のご協賛をいただける企業等）を公募しますので、お知らせします。

※ユーザがポイントを消費して申し込んだ場合に、協賛企業等が一定の環境活動を実施することを約束いただくもの
（例：応援申込1件につき、堺市内の〇〇店舗敷地内に木を1本植える、など）

1 堺エコライフポイント事業の概要

- ・新たに導入するスマートフォンアプリのメッセージ通知機能やゲーミフィケーション機能（スタンプラリーやランキングなど、ゲーム感覚で楽しめる仕掛け）を活用して、登録者に対してナッジ手法を用いた働きかけを実施します。
- ・登録者が対象の環境行動を実践した場合に、店舗に設置する二次元コードをアプリで読み取ること等で、プレゼント抽選等に利用可能な堺市独自ポイント（堺エコライフポイント）を付与します。
- ・今年度のポイント付与期間は、令和4年11月末から令和5年3月末までの予定です。
- ・ポイント付与の対象となる環境行動は、次の10項目の予定です。
（参加店舗等が集まらなかった場合などは、変更になる可能性があります。）

- ①プラスチック製カトラリー類の削減
- ②マイボトルの利用
- ③クリーニングハンガー削減・回収
- ④傘シェアリングの利用
- ⑤服のリユース
- ⑥食べ残しの削減
- ⑦フードシェアリングの利用
- ⑧フードドライブへの寄付
- ⑨カーシェアリングの利用
- ⑩省エネ家電の購入

※その他詳細については、別添「堺エコライフポイント事業の概要」をご参照ください。

2 公募対象

(1) 参加店舗等

次の要件を全て満たす企業、団体、個人事業主等の事業者であること。

①堺市内において市民等が対象環境行動を実践可能な店舗等を営んでいる者、又はイベントを主催若しくはイベントに出店する者。ただし、対象環境行動「⑦フードシェアリングの利用」に関しては、堺市内の店舗の登録があるプラットフォームである者

※フランチャイズの場合は、参加希望店舗を取りまとめのうえ本部から一括申し込んでも可能です。

②暴力団員又は暴力団密接関係者に該当しないこと。

(2) 協賛企業等

次の要件を全て満たす企業、団体、個人事業主等の事業者であること。

【協賛品の提供の場合】

①市から当選者の連絡先（発送先）情報の連絡を受けた際には、概ね 1 週間以内に確実に協賛品（又は協賛品の引き換えチケット）を発送できること。

②堺市個人情報保護条例及び関係法令等を遵守し、個人情報を適切に取り扱うことができること。

③協賛品の発送後、速やかに復元不可能な方法で個人情報を破棄し、市に書面で報告できること。

④暴力団員又は暴力団密接関係者に該当しないこと。

【環境活動応援メニューの提供の場合】

①ユーザからの応援申込件数に応じて、概ね半年以内に堺市内において環境活動を行うことができること。

②環境活動の実施後、市に結果を報告することができること。

③暴力団員又は暴力団密接関係者に該当しないこと。

※協賛品の要件や協賛者へのインセンティブ等、詳細については、堺市ホームページ

<https://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/gomi/torikumi/ecolifepoint/koubo.html>

をご参照ください。

3 申込受付期間

令和 4 年 9 月 28 日（水）から令和 4 年 10 月 19 日（水）まで

4 申込方法

参加店舗等へのお申込みの場合は「堺エコライフポイント事業参加申込書」に、協賛企業等へのお申込みの場合は「堺エコライフポイント事業協賛申込書」にそれぞれ必要事項を記入のうえ、受付期間内に電子メールでご提出ください。

【提出先】 堺市環境局 カーボンニュートラル推進部 環境政策課

kansei アットマーク city.sakai.lg.jp（アットマークを記号に置き換えてください）

5 今後の予定

令和4年10月下旬	参加店舗等・協賛企業等（プレゼント品）の決定
令和4年11月上中旬	参加店舗向け説明会の実施
令和4年11月末	堺エコライフポイントアプリ公開・ポイント付与開始

問 い 合 わ せ 先	担 当 課：環境局 カーボンニュートラル推進部 環境政策課 電 話：072-228-3982 ファックス：072-228-7063
----------------------------	---

(環境省 食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業)

令和4年度 堺エコライフポイント事業の概要

本資料に記載の内容は公表時点における予定であり、関係機関との協議等により今後変更になる可能性があります。

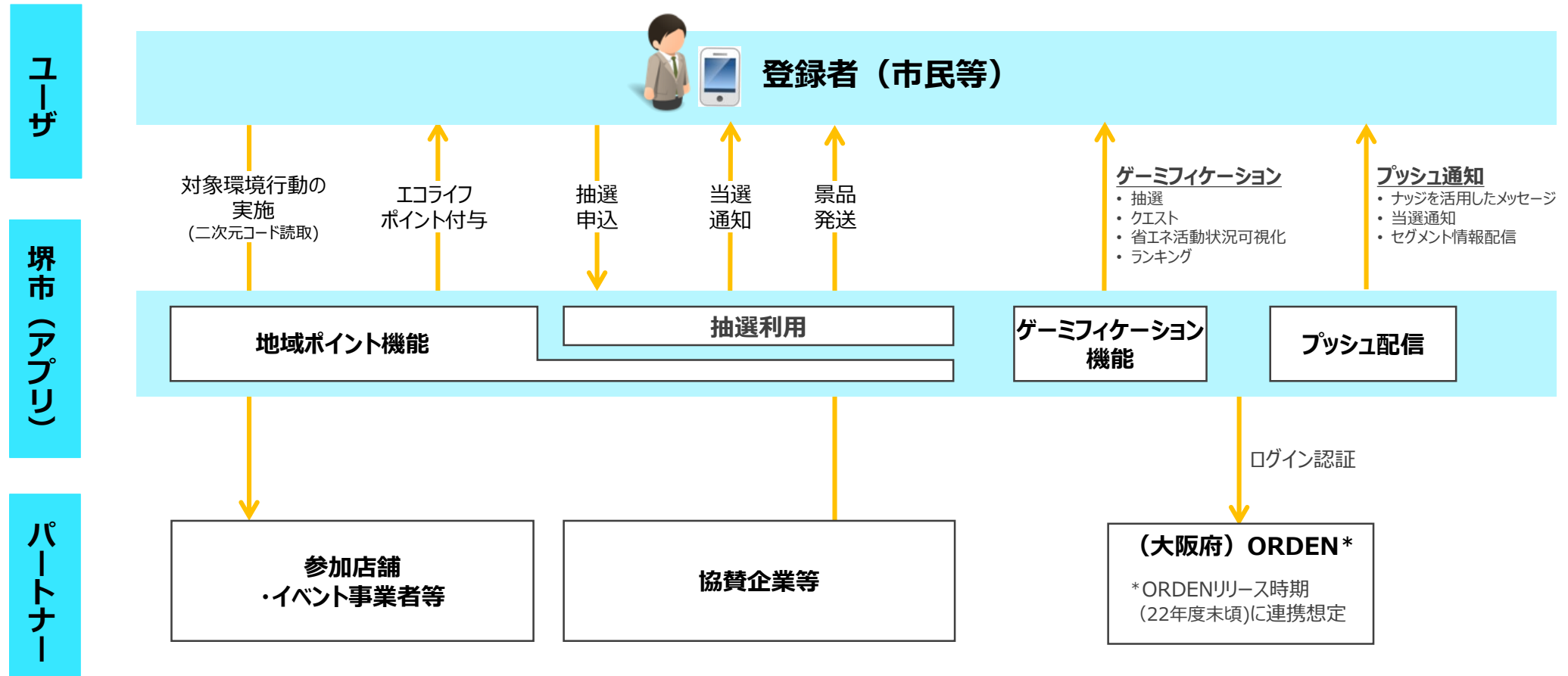
令和4年9月

- 堺エコライフポイント事業は、堺環境戦略に掲げる「全ての人が幸せ（Well-being）に暮らす、持続可能な環境イノベーション都市」の実現に向けて、デジタル技術を活用したナッジの働きかけやポイント手法により、市民の環境行動変容を促進し、ライフスタイルの脱炭素化を図ることを目的とした事業です。
- 具体的には、新たに導入するスマートフォンアプリの通知・配信機能やゲーミフィケーション機能を活用し、登録者に対してナッジ手法を用いた働きかけを実施しながら、登録者が環境行動を実践した場合に、プレゼント抽選で利用可能な堺市独自ポイント（堺エコライフポイント）を付与します。
- 蓄積された環境行動データ等を基に、統計的手法により事業効果を検証します。
また、2022年度末を目途に、大阪府が整備予定の広域都市OS「ORDEN」とのシステム連携（ログイン認証など）を行います。
- なお、本事業は、環境省：食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業の補助を受けて実施するものです。
また、令和4年4月に国から選定を受けた脱炭素先行地域「堺エネルギー地産地消プロジェクト」の取組の1つとしても位置付けています。



全体スキームと事業期間

- 本事業の全体スキームは次のとおりです。
- 令和4年度の事業期間は、令和4年11月30日から令和5年3月末までを予定しています。



事業の位置付け

- 本事業は、環境省「食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業」の採択を受けて実施するものです。
- また、2022年4月に国から選定を受けた脱炭素先行地域「堺エネルギー地産地消プロジェクト」の取組の1つとしても位置付けています。

食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業

【令和3年度補正予算額 10,100百万円】 

消費者の環境配慮行動に対し企業等がポイントを発行する取組を一気に拡大し、ライフスタイル変革を実現します。

1. 事業目的

環境配慮製品・サービスの選択等の国民の環境配慮行動に対し企業、地域等がポイントを発行する取組を一気に拡大することにより、2030年温室効果ガス46%削減、食ロス半減、ワンウェイプラ25%排出抑制等のため必要なライフスタイル転換を加速するとともに、環境配慮製品・サービス等の市場拡大によるコロナ禍からのグリーンリカバリー、地方活性化を促進する。

2. 事業内容

我が国の温室効果ガス排出量の約6割が衣食住を中心とした家計関連であり、2030年46%削減、家庭部門66%削減に向け、脱炭素型のライフスタイルへの転換が必須。また、循環経済の観点からは、循環基本計画等に定める2030年食ロス半減、ワンウェイプラ25%排出抑制等の目標達成が必要。2030年に向け残り9年しかない中、いずれも大幅な削減が求められており、ライフスタイル転換施策の強度を格段に上げる必要がある。そのためにポイントが有効であることがこれまでの環境省事業等で実証されている。

このため、本事業により、環境配慮製品・サービスの選択等の消費者の環境配慮行動に対し新たにポイントを発行しようとする企業や地域等に対し、企画・開発・調整等の費用を補助することにより、環境配慮ポイント発行の取組を一気に拡大する。ポイント発行の効果についてはデジタル技術の活用により見える化・定量化し、頑健な手法により効果を検証するとともに、原則として支援後3年間の環境配慮ポイントの発行継続を求める。本事業により脱炭素・循環型のライフスタイルへの転換を加速するとともに、環境配慮製品・サービスの市場拡大を通じたコロナ禍からのグリーンリカバリー、地方活性化を促進する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（全国規模：補助率1/2（上限3億円）、地域規模：補助率2/3（上限1億円））、委託事業（効果検証）
- 補助対象・委託先 民間事業者・団体、地方公共団体等
- 実施期間 令和3年度

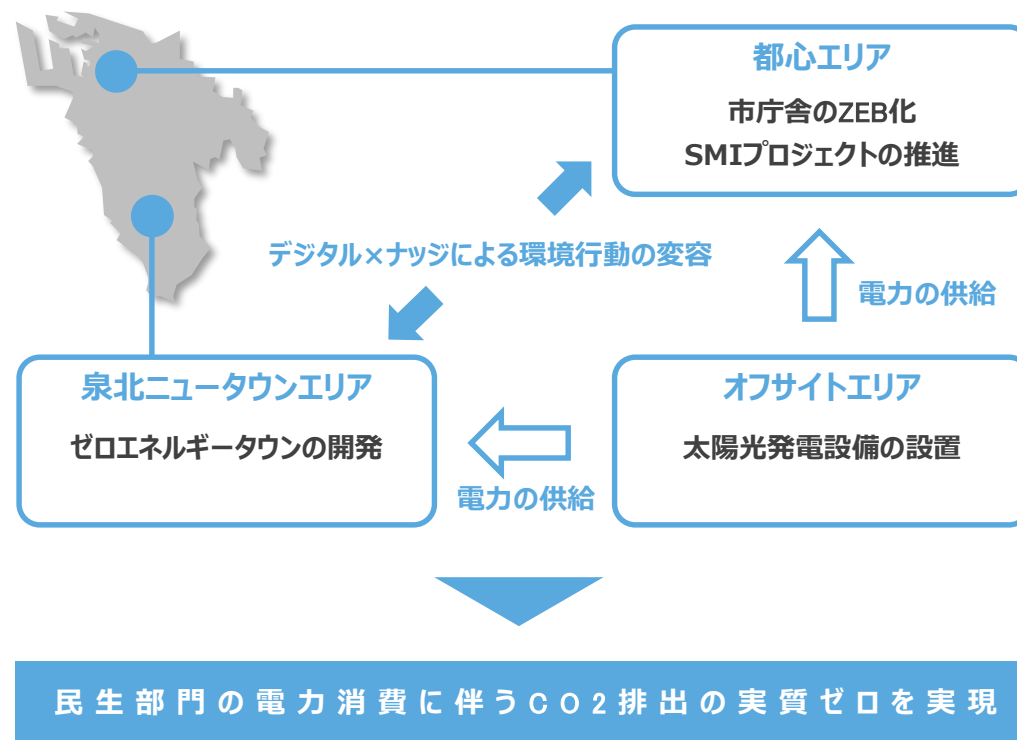
4. 事業イメージ

対象となる「グリーンライフ」のイメージ



※具体的にどのような場合にグリーンライフ・ポイントを発行するかは、各企業・自治体等の取組による

(出典：環境省)



脱炭素先行地域「堺エネルギー地産地消プロジェクト」の概要

対象とする環境行動と付与ポイント数

○ 本事業でポイント付与の対象とする環境行動と付与ポイント数は次のとおりです。

対象環境行動	概要	付与ポイント数
①プラスチック製カトラリー類の削減	対象店舗でカトラリー類が必要な商品を購入する際、プラスチック製カトラリー類の配付を辞退する。	100
②マイボトルの利用	対象店舗で飲料を購入※する際、マイボトルを利用する。 ※イートインでのポイント付与は、店内でもワンウェイプラスチックカップで提供されている店舗に限る。	200
③クリーニングハンガーの削減・回収	対象店舗でのクリーニング注文時、不要となったプラスチックハンガーを返却する。 又は、たたみ仕上げ（プラスチックハンガーレス）で注文する。	300
④傘シェアリングの利用	対象の傘シェアリングサービスを利用（傘をレンタル）し、返却する。	300
⑤服のリユース	対象店舗に服を持ち込み（無償譲渡又は売却）する。	650
⑥食べ残しの削減	対象店舗で食事を食べきる。	250
⑦フードシェアリングの利用	対象のフードシェアリングサービス※を利用（出品商品を購入）する。 ※食品ロスになりそうな商品と消費者とをアプリやECサイトなどでマッチングするサービス	500
⑧フードドライブへの寄付	まだ食べられる食品を対象のフードドライブに寄付として引き渡す。	650
⑨カーシェアリングの利用	対象のカーシェアリングサービスを利用し、返却する。	1200
⑩省エネ家電の購入	対象店舗で一定の基準以上の省エネ家電※を購入する。 ※エアコン：統一省エネラベル★5 照明器具（シーリングライトに限る）：統一省エネラベル★4.5以上 冷蔵庫（450L以下）：統一省エネラベル★3以上 冷蔵庫（451L以上）：統一省エネラベル★4以上	5000

(参考) 付与ポイント数の設定根拠

【付与ポイント算出方法】

- ・各行動の環境保全効果（CO2削減量）を5段階で評価し、基本ポイント数を設定
- ・各行動の実践に伴う金銭負担、及び時間的・作業的負担感を評価し、各補正係数を乗じて補正ポイント数を算定
- ・補正ポイント数の端数調整を行い、付与する堺エコライフポイント数を決定。

A : 1回の行動で長期的な効果があるもの	500
B : 1回あたりの効果が大きいもの	400
C : 1回あたりの効果が比較的大きいもの	300
D : 1回あたりの効果が比較的小さいもの	200
E : 1回あたりの効果が小さいもの	100

A : 数万円以上の支出	5
B : 数千円程度の支出	2.5
C : 千円前後の支出	1.25
D : 数百円程度の支出	1
E : 無料又は利益があるもの	0.8

A : 準備作業や時間の負担感があるもの	2
B : 若干の準備物・作業が必要なもの	1.5
C : 日常生活の延長で実施可能なもの	1

【補正ポイント数】

=

【基本ポイント数】

×

【金銭負担補正係数】

×

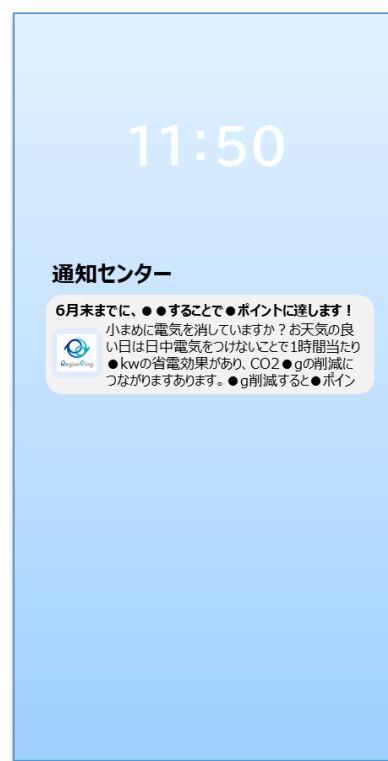
【作業負担補正係数】

【付与ポイント数】

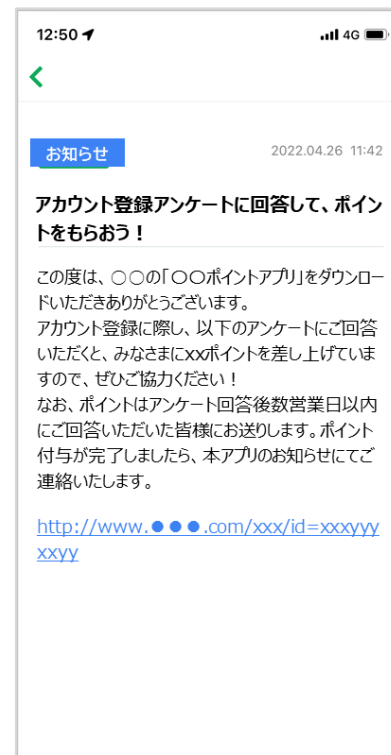
端数調整

ユーザ向けアプリの概要

- 本事業で利用するユーザ向けアプリ（堺エコライフポイントアプリ）には、①ユーザー登録・ログイン、②プッシュ通知、③アンケート配信、④ポイント取得、⑤参加状況や環境改善効果のビジュアル表示、⑥ゲーミフィケーション（スタンプラリー等）、⑦抽選応募、⑧特典追加・削除などの機能が搭載されます。



<プッシュ通知・お知らせ>



<アンケート配信>



<スタンプラリー>

ポイント付与方法①（動的二次元コードによる付与）

- 次の対象環境行動では、動的二次元コード（WEBブラウザに表示させる、1分ごとに自動更新される二次元コード）を表示させる端末（PC・スマートフォン・タブレット等で、WEBブラウザを表示できるもの。ファウエイ社製不可）を参加店舗が設置し、ユーザが堺エコライフポイントアプリで読み取ることで、エコライフポイントを付与します。

①プラスチック製カトラリー類の削減 ②マイボトルの利用 ③クリーニングハンガーの削減・回収
 ⑤服のリユース ⑥食べ残しの削減 ⑧フードドライブへの寄付 ⑩省エネ家電の購入

- 参加店舗は、端末及び通信環境を用意のうえ、WEBブラウザ上で動的二次元コードを表示させるための固有のIDとパスワードを用いて、動的二次元コードを表示させます。



<参加店舗用ポイント付与WEBアプリ>



<ポイント付与イメージ>

ポイント付与方法①（ユーザ側でのポイント取得操作）

- アプリ側での動的二次元コードの読取手順は、次のとおりです。

＜アプリ内からカメラを起動＞

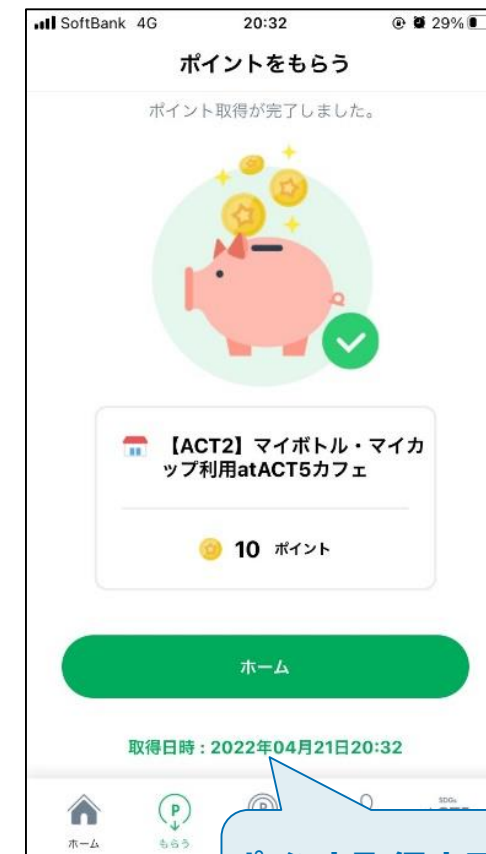


「もらう」を押す



カメラを起動し
店舗等に設置される
二次元コードを読み込み

＜ポイント取得完了＞

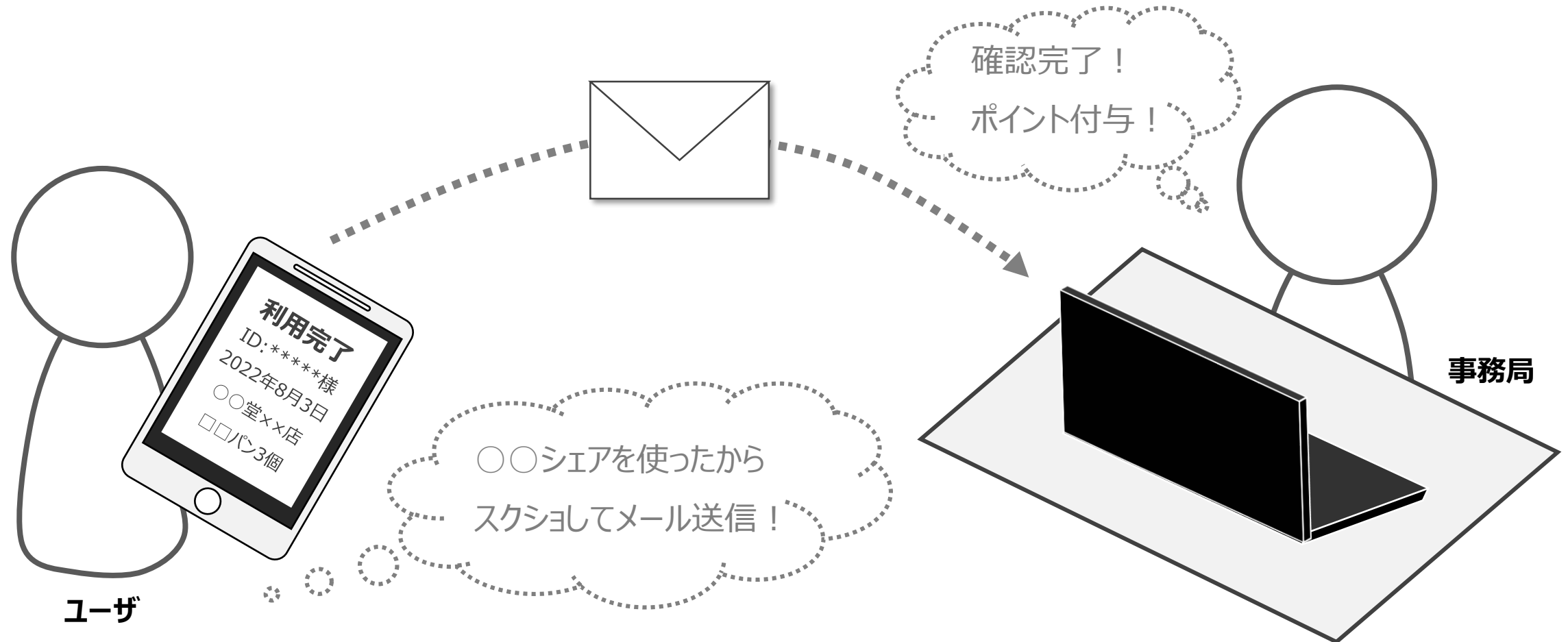


ポイント取得完了のお
知らせ画面を表示

ポイント付与方法②（事務局による後付け）

- 次の対象環境行動では、行動実践を確認可能な利用完了メール等の画面（スクリーンショット）をユーザから事務局にメール送信していただき、確認後に事務局からエコライフポイントを後付けします。

④傘シェアリングの利用 ⑦フードシェアリングの利用 ⑨カーシェアリングの利用



ポイントの使いみち

- ユーザは、アプリ内で貯めたポイントを、プレゼント品が当たる抽選応募や、企業等の環境活動応援メニューに使用できます。
- 当選者へのプレゼント品、環境活動応援メニューは、企業等からのご協賛により設定する予定です。
- 抽選応募等での使用ポイント数は、1,500ポイントを最低ラインとし、協賛品の内容等に応じて市が決定します。

【プレゼント品とは】

ポイント抽選の当選者に提供する、製造・販売する製品や、作成・購入したノベルティ品、又は市内店舗等で使用可能な金券や割引券等の商品のことです。

【環境活動応援メニューとは】

ユーザがポイントを消費して申し込んだ場合に、協賛企業等が一定の環境活動を実施することを約束いただくメニューです。

(例：応援申込1件につき、堺市内の〇〇店舗敷地内に木を1本植える、など)

ユーザの応援申込により実施した環境活動の結果については市に報告いただき、公表することを想定しています。

ポイントの使いみち（ユーザ側でのポイント使用操作）

○ アプリ側でのポイントの使用手順は、次のとおりです。

＜応募したい品目を選択＞

＜送付先（名前・住所等）を入力＞

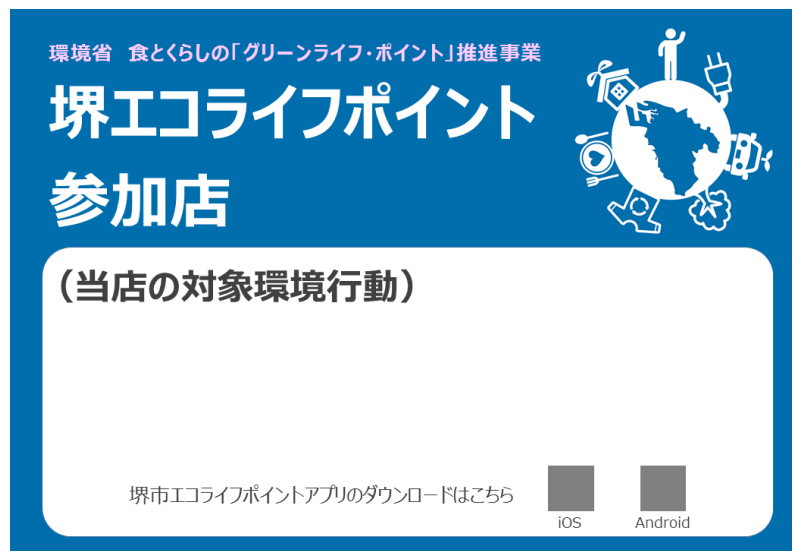
＜申込完了＞

＜ポイント減算＞

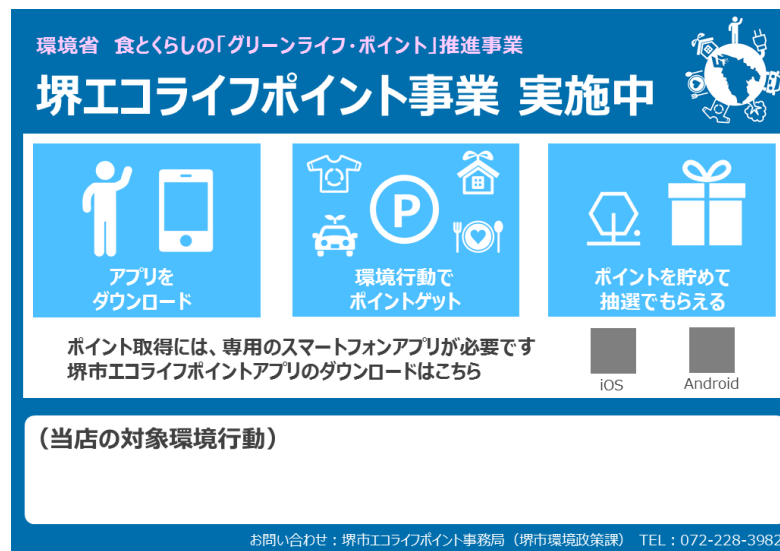


参加店舗における告知

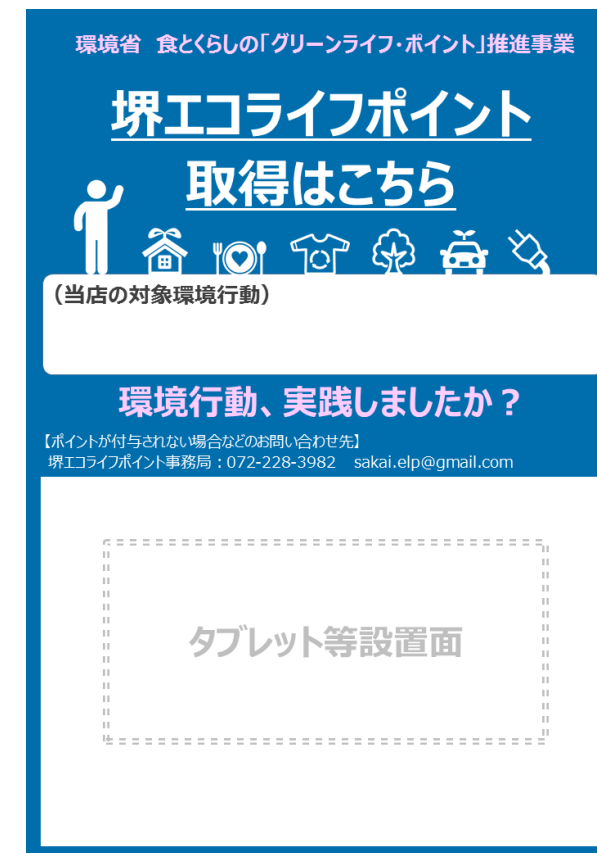
- 参加店舗における告知用物品として、店頭用の「参加店」表示、店内用POP、タブレット等案内用の「ポイント取得」表示を、堺市から各店舗に一定数ずつ提供します（いずれもA4サイズを想定）。



<店頭用表示イメージ>



<店内用POPイメージ>



<タブレット等用表示イメージ>

- 想定している今後の主な事業スケジュールは、次のとおりです。

令和4年9月28日～10月19日	参加店舗・協賛企業等の公募
令和4年10月下旬	参加店舗・協賛企業等の決定
令和4年11月上旬～中旬	参加店舗向け説明会の実施
令和4年11月中旬頃	参加店舗やプレゼント品等を含む事業内容（全体像）の公表
令和4年11月末	堺エコライフポイントアプリ公開・ポイント付与開始（～令和5年3月末）